

訪問看護ステーションピース運営規程

(事業の目的)

第1条 法人 合同会社 HKSC ピースが開設する訪問看護ステーションピース（以下「ステーション」という。）が行う、指定訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、主治の医師が在宅医療での訪問看護の必要を認めた、要介護状態（又は要支援状態）にある利用者に対し、ステーションの看護職員その他の従業員（以下「看護職員等」という。）が、適正な指定訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 ステーションの看護職員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称：訪問看護ステーションピース

所在地：沖縄県国頭郡本部町字東 419 番地 B 号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する従事者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。但し、介護保険法と関連法令に定める基準の範囲内において適宜職員を増減することができるものとする。

① 管理者 1 名（看護職員と兼務）

管理者は、ステーションの看護職員等の管理及び指定訪問看護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

② 看護職員等（保健師、看護師又は准看護師）3 名以上

看護職員等は訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第 5 条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

営業日：月曜日から土曜日までとする。

ただし、12/29～1/3 は除く。

営業時間：午前 9 時 00 分から午後 6 時 00 分までとする。

ただし、電話などにより、24 時間常時連絡が可能な体制とする。

（訪問看護の内容）

第 6 条 指定訪問看護の内容は次のとおりとする。

- ① 病状・全身状態の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事及び排泄等 日常生活の世話
- ④ 褥瘡の予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 精神科領域疾患者及びご家族の看護・支援
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスであるときには、その負担割合証に記載された割合額とする。

- 2 次条に定める、通常の事業の実施地域にて行う指定訪問看護に要した交通費は徴収しない。
- 3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護の交通費については、片道10Km以上につき500円の実費を徴収する。
- 4 死後の処置料は、10,000円とする。
- 5 定期受診付き添いサービスは、1時間2500円。看護師対応の場合には+4000円(4時間以内)。※看護師対応が4時間以上の場合には1時間ごとに+1000円とする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は名護市、本部町、今帰仁村、伊江村、大宜味村、東村、国頭村の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条

- 1 当事業所は、現に訪問看護を行なっているときに利用者に病状の急変が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当を行なうと共に、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講じます。
- 2 前項のほか、訪問看護利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当事業所は、利用者及び扶養者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(職員の研修計画)

第10条 ステーションは、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

採用時研修：採用後3カ月以内に2回

継続研修：年2回

(個人情報の保護)

第 11 条

- 1 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密・個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 2 あらかじめ文書により利用者や家族の同意を得た場合、前項の規定に関わらず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

(暴力団の排除に関する事項)

第 12 条 ステーションは、暴力団排除条例にもとづき、すべての事務又は事業において暴力団を利することとならないよう、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 ステーションの事業者及び管理者は、暴力団員等ではないこととする。
- 3 ステーションの運営は、暴力団等の支配を受けないこととする。

(虐待防止に関する事項)

第 13 条 ステーションは、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について看護師などに周知徹底を図る。
 - ② 虐待の防止のための指針を整備する。
 - ③ 看護師などに対して虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - ④ 措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 ステーションは指定訪問看護の提供中に、看護職員等又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第14条

- 1 当事業所は、利用者の訪問看護サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。(診療録については、5年間保管します。)
- 2 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は合同会社 HKSC ピースの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和4年12月1日から施行する。

この規程は、令和5年5月1日から施行する。

この規程は、令和6年11月1日から施行する。